

介護付有料老人ホーム晴れやか

(介護予防) 特定施設入居者生活介護

運 営 規 定

有限会社 ティー・エス

介護付有料老人ホーム晴れやか 運営規定

(事業の目的)

第1条 この規定は、有限会社ティー・エスが運営する、介護付有料老人ホーム晴れやか（以下「事業所」という）が行う特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の事業（以下「事業」という）の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員又は介護員、機能訓練指導員及び計画作成担当者（以下「介護職員等」という）が要介護状態（介護予防にあたっては要支援状態）にある利用者に対して、地域との交流を努めながら適切な特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 特定施設入居者生活介護の提供に当たって、事業所の介護職員等は、要支援、要介護状態にある利用者が可能な限りその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、（介護予防）特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、利用者の要支援、要介護状態の軽減または悪化の防止に資するよう、認知症の状況等の利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な支援を妥当適切に支援し機能の維持及び低下防止を図るものとする。

- 2 事業の実施に当たっては、利用者個々の生活習慣や思いに合わせた個別ケアを実施し利用者が中心となる介護サービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族から求められたときは、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 4 事業の実施に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動の制限する行為を行わない。
- 5 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、利用者の意思及び人格を尊重し

利用者の立場に立った総合的なサービスの提供に努めるものとする。

- 6 事業者は、自らその提供する（介護予防）特定施設入居者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 介護付有料老人ホーム晴れやか
- (2) 所在地 北斗市飯生1丁目6番7号

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職員、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 (常勤・介護員兼務)
管理者は、事業所の従業員の管理及び（介護予防）特定施設入居者生活介護の利用の申し込みに係る調整、業務及び運営の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業員に法令等の規定を遵守させるために、必要な指令命令を行い統括する。
- (2) 生活相談員 1名 (常勤)
生活相談員は利用者又はその家族に対し、日常生活等必要な相談と助言及び関係機関との調整を行い、社会生活に必要な支援を行う。
- (3) 看護職員 2名 (常勤・機能訓練士兼務)
看護職員は、常に利用者の健康状態を注意、把握し健康保持のため適切な措置を講じる。
- (4) 介護職員 常勤換算6名 非常勤2名
介護職員は、心身の状況に応じ、利用者の自立支援と日常生活の充実に資するよう適切な技術をもって介護を行う。また、自ら入浴が困難な利用者について、1週間に2回以上、適切な方法により、入浴又は清拭を行い、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により排泄の自立について必要な援助を行う。この他、利用者に対し、食事、離床、着替え、整容その他の日常生活上の世話を適切に行う。
- (5) 機能訓練指導員
機能訓練指導員は、利用者の心身の状況等を踏まえて、必要に応じ日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のため機能訓練を行う。
- (6) 計画作成担当者（介護支援専門員） 2名（常勤・介護員兼務）

計画作成担当者は、利用者又はその家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、他の（介護予防）特定施設従事者と協議の上、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ特定施設サービス計画書の原案の作成に従事する。

（職員の勤務体制）

第5条 職員の勤務体制は以下のとおりとする。

- ① 早出 6：00～15：00
- ② 日勤 8：30～17：30
- ③ 遅出 10：00～19：00
- ④ 夜勤 16：30～翌9：30

（入所定員及び居室数）

第6条 事業所の入所定員は20名、居室数は20室とする。

（（介護予防）特定施設入居者生活介護の内容）

第7条 （介護予防）特定施設入居者生活介護のサービス内容は、次のとおりとする。

- （1）入浴（1週間に2回以上の入浴及びその他の介助、入浴できない利用者には清拭を行う。）
- （2）排泄（適切な見守り、一部及び全面介助、おむつを使用する利用者は適切な交換を行う。）
- （3）食事の介助（食事はできる限り居間（食堂）で提供することとし、必要な場合は適切な介助を行う。）
- （4）日常生活の世話（離床、着替え、整容、その他の日常生活上の世話を適切に行う。）
- （5）相談・援助（心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者及びその家族から受けた相談には適切に助言し、必要な援助を行う。）
- （6）健康管理（常に心身の状況を把握し、健康保持のために必要な援助を行う。）
- （7）機能訓練（利用者個々の心身の状況を踏まえ、日常生活を送る上で必要な生活機能の維持、向上のため機能訓練を行う。）
- （8）社会生活上の便宜の供与（レクリエーション、行事等を適宜行う。利用者に関わる日常生活上必要な行政機関における諸手続きを、

利用者及びその家族が行う事が困難な場合は、利用者の同意を得て代行する。また利用者とその家族との交流の機会を確保するとともに地域との交流に努める。）

(利用料その他の費用の額)

第8条 (介護予防) 特定施設入居者生活介護の利用料の額は、厚生労働大臣が定める介護報酬の告示上の額とする。

なお、(介護予防) 特定施設入居者生活介護の事業が法定代理受領サービスであるときは、その1～3割の額(原則として負担割合証に基づく)とする。

但し、次に掲げる項目については別に利用料を徴収する。

- (1) おむつ代
- (2) 洗濯機・乾燥機の使用料、居室内電気料、電話料金
- (3) 個別的な外出介助(利用者の特別な希望による通院・入退院の際の介助) 1, 500円/時間
- (4) 個別的な買い物等の代行 1, 000円/時間
- (5) 標準的な回数を超えた入浴を希望された場合
1回 1, 500円/回
職員2名介助が必要な場合は 2, 000円/回
※標準的な回数・・・週に2回程度
- (6) (1)(3)(4)(5)の他、(介護予防) 特定施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものの費用で、利用者が負担することが適当と認められる費用は実費とする。(理美容代、受診、診療に係る代金、処方される医薬品、衣料品代、希望により実施されるレクリエーション等の経費)

(利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続)

第9条 事業所が事業をより適切に提供するため、入居契約時の居室を介護居室または一時介護居室として使用することについて、利用者及びその家族の同意を得たうえで行うものとする。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第10条 事業の利用者は、以下の各号を満たすものとする。

- (1) 利用者は、健康と生活の安定のため管理者が定めた日課を尊重し、共同生活の秩序を保ち相互の親睦に努めなければならない

ない。

- (2) 利用者は、外出又は外泊しようとするときは、その都度外出・外泊先、用件、施設へ帰着する予定日時などを管理者に届けなければならない。
- (3) 利用者は、介護保険法その他の省令等に基づく市町村の施設への立ち入り検査及び調査等に協力しなければならない。
- (4) 利用者は、努めて健康に留意するものとし、施設で行う健康診断は特別な理由がない限りこれを拒否してはならない。
- (5) 利用者は、施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のため施設に協力しなければならない。
- (6) 利用者は、身の上に関する重要な事項に変更が生じたときには速やかに管理者又は生活相談員に届けなければならない。
- (7) 利用者は、故意に施設（設備及び備品）に損害を与えた場合は、その損害を弁償しまたは原状に回復しなければならない。

(緊急時等における対応方法)

第11条 事業所の職員は、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は速やかに主治医又は事業所が定めた協力医療機関へ連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

(非常災害対策)

第12条 管理者及び防火管理者は、災害防止と利用者の安全を図るため、別に定める防火管理規定に基づき、十分な対策をたてて定期的に利用者及び職員の避難、救出、その他必要な訓練を行うものとする。事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため定期的に避難・救出等訓練を行う。

- 2 非常災害時には関係機関への通報の他、別に定める、晴れやか緊急連絡網により、非常災害に関する連絡を行うものとする。また地域消防団並びに近隣の民家と非常時の協力を得られるよう体制を取るものとする。
 - (1) 消火、通報及び避難の訓練（年2回実施）
 - (2) 消防設備、施設等の点検及び設備
 - (3) 従業者の火気の使用又は取扱いに関する監督
 - (4) その他防火管理上必要な業務

(秘密保持等)

- 第13条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者と雇用契約の内容とする。

(苦情処理)

- 第14条 管理者は、提供した特定施設入所者生活介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

- 第15条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を行う。
- 2 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 3 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(個人情報の保護)

- 第16条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。
- 2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第17条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を

を防止するための措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - (2) 事業所における虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催。
 - (4) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の設置
 - (5) その他虐待防止のために必要な措置
 - (6) 措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかにこれを通報するものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第18条 事業所は、従業者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3カ月以内
 - (2) 継続研修 年12回
- 2 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持すべき旨を従業者と雇用契約の内容とするものとする。
- 4 事業所は、（介護予防）特定施設入居者生活介護を提供した際に、具体的な特定施設サービスの内容を記録すると共に、特定施設サービス計画、緊急やむを得ず行った身体拘束の記録、苦情処理の記録事故処理等の記録を整理し、その完結の日から2年間保存するものとする。
- 5 この規定に定めるもののほか、この事業所の運営に関する重要事項は有限会社ティー・エスと当事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、平成28年4月1日から施行する。

この規定は、平成28年4月21日から施行する。

この規定は、平成28年9月1日から施行する。

この規定は、平成29年3月21日から施行する。

この規定は、平成30年6月1日から施行する。

この規定は、平成31年2月1日から施行する。

この規定は、令和2年3月10日から施行する。

この規定は、2022年3月1日から施行する。

この規定は、2024年4月1日から施行する。